

沿岸広域振興局長告示第20号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

令和2年3月31日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

港湾名	港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量	能 力	
大船渡港	係留施設	山口（-7.5m）岸壁	大船渡市赤崎町字山口地先	130.0メートル 取付部30.2メートル	別紙図面 のとおり 。	
		山口（-4.0m）物揚場（2）	”	185.0メートル 取付部24.5メートル		
	臨港交通施設	道路	臨港道路永浜1号	大船渡市赤崎町字山口183番		112.7メートル
		”	臨港道路永浜2号	”		113.4メートル
		”	臨港道路山口1号	大船渡市赤崎町字山口地先		121.7メートル
		”	臨港道路山口2号	”		113.4メートル
		”	臨港道路永浜・山口幹線1号線	大船渡市赤崎町字山口178番		303.5メートル
		”	臨港道路永浜・山口幹線2号線	大船渡市赤崎町字山口184番		852.2メートル
	保管施設	野積場	永浜3号	大船渡市赤崎町字山口183番		1,737平方メートル
		”	永浜4号	”		26,374平方メートル
		”	山口1号	大船渡市赤崎町字山口地先		3,324平方メートル
		”	山口2号	”		12,194平方メートル
		”	山口3号	”		1,921平方メートル

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。